

注 意 事 項



- 「基準額」とは、補助金算定の基準となる額で、国土交通省航空局長が定める標準的な工事内容で実施する工事費用（諸経費及び消費税等含む）のことです。
- あくまで更新（撤去新設）が原則であるため、撤去及び処分のみの場合や更新前機器を残存させている場合、補助はできません。
- 更新工事の実施に際して、以下の「4. 補助対象となる冷暖房機付帯工事について」に示す付帯工事が発生した場合は、その内容がわかる明細書、工事写真等を、別添の「補助金交付申請時必要書類チェックリスト」の記入例等を参照の上、作成し、提出してください。

1. 冷暖房機について

※RC造：鉄筋コンクリート造のことです。

冷 房 能 力	基 準 額 [単位：円]	空 調 対 象 面 積 [単位：㎡]		図面等表記
2. 2kW	93,000	木 造	8.90以下	室内機：M
		R C 造	13.33以下	
2. 5kW	100,400	木 造	8.90超～12.17以下	
		R C 造	13.33超～16.29以下	
2. 8kW	117,500	木 造	12.17超～15.16以下	室外機：N
		R C 造	16.29超～19.22以下	
3. 6kW	125,600	木 造	15.16超	
		R C 造	19.22超	

- 上記基準額は、省エネ法により定められた2010年度省エネ基準を100%以上達成（省エネラベリング制度によるグリーンエコマーク☆☆☆☆表記以上）した商品である空冷ヒートポンプエアコン・冷暖房兼用セパレート型インバーター機を採用しています。（別紙「平成22年度補助対象機器仕様一覧表」参照）
- なお、換気機能や自動清掃機能等を搭載した高機能機器は考慮していません。
- 上記基準額に含まれる取付工事費の内訳については、下記費用が計上されています。
- 冷暖房機設置費用（材工共）＋取外し費用＋家電リサイクル法に基づく処分費**
※諸経費及び消費税等含む
- よって、既に取外しや処分されている場合等については、その費用を減額【取外し▲5,500円 処分▲2,800円】します。

2. 換気扇について

強制給排気 (非熱交換型)	基 準 額 [単位：円]	内 容 等	図面等表記：K
壁 型	41,000	別紙「平成22年度補助対象機器仕様一覧表」参照	壁 型
天井型			天井型

- 上記基準額に含まれる取付工事費の内訳については、下記費用が計上されています。
- 換気扇設置費用（材工共）＋取外し費用＋産業廃棄物処分費**
※諸経費及び消費税等含む
- よって、既に取外しや処分されている場合等については、その費用を減額【取外し▲3,700円 処分▲1,600円】します。

3. レンジフードについて

強制排気型 (非熱交換型)	基 準 額 [単位：円]	内 容 等	図面等表記：L
深 形	96,900	別紙「平成22年度補助対象機器仕様一覧表」参照	深形自給（強給）
浅 形	68,400		浅 形
プロペラ形	26,200		プロペラ形

- 上記基準額に含まれる取付工事費の内訳については、下記費用が計上されています。
- レンジフード設置費用（材工共）＋取外し費用＋産業廃棄物処分費**
※諸経費及び消費税等含む
- よって、既に取外しや処分されている場合等については、その費用を減額【取外し▲3,700円 処分▲1,600円】します。
- 但し、プロペラ形の減額は【取外し▲1,700円 処分▲800円】です。

4. 冷暖房機付帯工事について

（冷暖房機の更新において補助対象となる付帯工事）

◇室外機形式を一般形から変更した場合 ※機器1台についての金額です。

冷暖房機 室外機形式	追加基準額 (付帯工事額) [単位：円]	内 容 等	図面等表記：N
一般形	0	平場に設置及び木造の外壁に設置した場合	一般形架台
屋根置形	13,200	勾配のある部分（瓦屋根、傾斜地等）に設置した場合	屋根置形架台
天吊形	13,200	RC造のベランダ裏、庇裏等に吊して設置した場合	天吊形架台
壁掛形	14,300	RC造の外壁に設置した場合	壁掛形架台
二段形	16,500	二段架台の下側に設置した場合	二段置形架台下
	0	二段架台の上側に設置した場合（一般形として捉えます。）	二段置形架台上

◇左記基準額（標準工事費）を超える冷媒配管工事をした場合

※機器1台についての金額です。

冷暖房機付帯工事	追加基準額 (付帯工事額) [単位：円]	内 容 等	図面等表記
冷媒配管 (4m以下)	0	冷媒配管を延長した場合 ※左記の冷暖房機基準額に4mまでの配管工事費は計上されていません。	
冷媒配管 (4m超～6m以下)	6,000	※配管カバー（スリムダクト等）は補助の対象から外れます。	+2m
冷媒配管 (6m超～8m以下)	12,000		+4m
冷媒配管 (8m超～)	18,000		+4m超

◇マルチ（併設機）冷暖房機（室内機2機に対し室外機1機のタイプ）を単体機（室内機1機に対し室外機1機のタイプ）2機に変更する場合 ※端子1箇所についての金額です。

冷暖房機付帯工事	追加基準額 (付帯工事額) [単位：円]	内 容 等	図面等表記
コンセント増設	2,900	左記に示す電気設備を増設等された場合	マルチ移行（コンセント）
安全ブレーカー増設	10,000		マルチ移行（安全ブレーカー）
漏電ブレーカー設置	15,700		マルチ移行（漏電ブレーカー）

◇高所作業により外部足場等を使用した場合（原則3階以上の場合に適用）

※機器1台についての金額です。

冷暖房機付帯工事	追加基準額 (付帯工事額) [単位：円]	内 容 等	図面等表記
高所作業車	56,000	冷暖房機の室外機の更新に際し、左記に示す足場等を使用した場合	高所作業車
外部足場（3階）	37,500		足場（3階）
外部足場（4階）	46,900		足場（4階）
外部足場（5階以上）	65,700		足場（5階以上）

5. 補助率・補助金について

工事区分	補助率（％）		
	冷暖房機	冷暖房機付帯工事	換気扇・レンジフード
更新工事①	70	70	50
更新工事① (告示日後住宅)	65	65	50
更新工事②			

- 冷暖房機・換気扇・レンジフードにおいて、工事費が基準額を下回った場合は、工事費に補助率を乗じた額が補助金となります。工事費が基準額を上回った場合は、基準額に補助率を乗じた額が補助金となります。
- 冷暖房機付帯工事において、基準額に補助率を乗じた額が補助金となります。ただし、工事費が基準額に補助率を乗じた額を下回った場合は、工事費の全額が補助金となります。
- 市（区）役所が発行する生活保護受給者証明書等を添付して申込みをし、住民負担金の免除を希望される方は、基準額以下の工事費が全額補助となります。

なお、上記の補助率については、各市の補助は含まれていません。

以下に示す各市（区）役所の窓口・受付に直接お問い合わせ下さい。

市の窓口・受付	電話番号及びFAX番号
大阪市環境保全部環境規制担当 〔問い合わせ〕 大阪市住之江区南港北1-14-16WTC36階	電 話 06-6615-7941 FAX 06-6615-7949
淀川区役所2階保健福祉センター 〔申込書の配布及び申込書の提出先〕 大阪市淀川区十三東2-3-3	電 話 06-6308-9882 FAX 06-6303-6745
池田市 空港・総務課 池田市城南1-1-1	電 話 072-754-6260 FAX 072-752-6572
豊中市 空港室 豊中市中桜塚3-1-1	電 話 06-6858-2111 FAX 06-6853-1252
伊丹市 空港室 空港政策課 伊丹市千僧1-1	電 話 072-784-8057 FAX 072-784-8053
川西市 市街地・空港周辺整備課 川西市中央町12-1	電 話 072-740-1213 FAX 072-740-1312

補助金交付申請書類の提出は、機構への郵送（送付先住所は下記のとおり。）若しくは更新工事をされる住宅が所在する地域の市（区）役所窓口へ提出してください。

なお、市（区）役所窓口へ提出された場合、書類を回送するため、申請書の審査に時間がかかることがあります。

お問い合わせ及び書類郵送先

独立行政法人 空港周辺整備機構 民家防音課 交付申請受付
〒563-0034 池田市空港2-2-5 空港施設大阪綜合ビル4階
電話 06-6843-1623 FAX 06-6843-1401